

平成 20 年 5 月 16 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

企業年金連絡協議会

企業会計基準公開草案第 24 号
『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）（案）
に対する意見について

平成 20 年 3 月 21 日に公表され、コメント募集が行われている企業会計基準公開草案第 24 号「『退職給付会計に係る会計基準』の一部改正（その 3）（案）」について、下記の通り意見を提出します。

企業年金採用企業にとって会計上の退職給付債務及び期間費用の額の測定・評価が適正に行われるために、数値上の影響度合いが最も大きく現われる「割引率の取扱い」は重要であると考えます。下記の意見の通り、その影響度合いの検証と、米国及び国際会計基準適用企業との比較可能性の観点も含め、今一度十分な議論をお願いしたい。

記

1. 意見

- （１）公開草案の内容は、期末時点の利回りに限定することにより「市場のボラティル」を容認する方向にある。国際的な会計基準に単にコンバージェンスさせるだけのものではなく、わが国退職給付会計基準の策定当時の考え方を根本から変えるものであり、現行の重要性基準との整合性やその影響・効果など十分に検証及び議論した上で決定すべきである。
- （２）当該会計基準の考え方を根本から変える重要な論点が含まれる今回の改正が、短期的取組み事項であるとの理由で十分な検証・議論が捨象されることでよいのだろうか。CESR（欧州証券規制当局委員会）から提案された補正措置項目であり 2008 年までの短期の対応目標であるとされるが、中長期項目である退職給付全般（回廊問題にも目途がつく。）の見直しの方に含めるべきではないか、と考える。
- （３）期末時点の市場金利の振れ如何で、重要性基準と回廊アプローチでは費用認識する金額が大きく異なる可能性がある。回廊アプローチを採用しない日本企業の財務諸表への影響を考えると、回廊アプローチを採用する欧米企業との会計上の比較可能性が大きく損なわれる。そのために 2011 年の最終的なコンバージェンスまでの間、各企業のオプション（選択肢）とすることも考えられる。

2. 背景・理由等

- (1) 割引率は、退職給付という長期に亘る債務すなわち将来の給付見込み額をそれぞれ割引した現在価値に測定し直す重要な基礎率であり、「割引率の取扱い」の違いが退職給付債務額の全体に係るだけに、基礎率の中でも数値上の影響度合いが最も大きいと考える。
- (2) 現行取扱いである割引率の平滑化と重要性基準は、利回りの異常な要因による振れから生じる一時的な債務の変動を抑えるものである。期末時点での「市場のボラティル」を退職給付債務と期間費用の測定にそのまま影響させることは、企業の本来活動と異にする要因で企業業績が大きく左右されることにつながる。それを回避するために、退職給付会計基準の策定当時、検討に検討を重ねた結論であったと認識する。
- (3) 割引率の平滑化と重要性基準は、当該会計基準の考え方の骨子となっているものである。そうしたリンクを切り離すことは、当該基準の考え方を根本から見直すことであり、十分な議論と検証をするべきである。
- (4) 公開草案では、今回の改正は短期的な取組み項目であるから回廊アプローチ導入の検討をすることは適当でないとしている。しかしながら、そうした改正が期末一時点の利回りを採用している以上、回廊アプローチ導入は合理的であり不可避と考える。
- (5) 回廊アプローチの廃止が、IASB（国際会計基準委員会）にて議論の途中であるならその結論を待つべきであり、本件を中長期取組み項目として取上げて遅くないのではないかと考える。
- (6) 重要性基準が引続き残されるため、利回りの振れが小さい時は必ずしも期末時点の利回りにならず、また振れが大きい時は、回廊アプローチを採用する欧米企業以上に費用認識が過大となる事態が生じる。そうした相違点から本来のコンバージェンスになり得ていないのではないかと考える。
- (7) 期末時点の利回りに限定することで、その変動幅（ボラティリティ）が大きくなることが予想される。一定の変動幅を超えた場合、重要性基準では一定の変動幅を含めた全額の費用認識が必要であり、回廊アプローチでは一定の変動幅を超えた部分だけの費用認識で済む。回廊アプローチを採用しない今回の見直しでは、より過大な費用負担を日本企業にもたらす可能性があり、財務諸表の妥当な比較が可能か危惧される。
- (8) 昨今のサブプライム問題以降の景気後退や株式市場の世界的低迷から日銀も利上げ方針を撤回したこともあって金利見通しが不透明であり、慎重な対応が望まれる。

以 上